

## 対象地区及び指定期間

(令和7年4月1日現在)

根拠法	対象地区	課税免除等の指定期間
新過疎法	<p>【過疎地域】</p> <p>日南市、串間市、えびの市、 高原町、西米良村、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、 高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 都城市（旧高崎町、旧高城町、<u>旧山之口町、旧山田町</u>の 区域に限る） 延岡市（旧北方町、旧北川町、旧北浦町の区域に限る） 小林市（旧須木村、旧野尻町の区域に限る） 日向市（旧東郷町の区域に限る）</p> <p>【特定市町村】</p> <p>木城町</p>	<p>R3.4.1～R9.3.31</p> <p><u>旧山之口町、旧山田町は</u> <u>R4.4.1追加</u></p>
離島振興法	<p>島野浦島（延岡市）、大島（日南市）、築島（串間市）</p> <p>大島（日南市）、築島（串間市）は指定離島振興地域であるが、 過疎法に係る課税免除と適用地域が重複していることから、対象 業種が重複している「製造業・旅館業・農林水産物販売業・情報サー ビス業等・畜産業・水産業」は、令和5年4月1日以降に取得した設備 については、過疎法に係る課税免除が適用され、重複していない 「新炭製造業」は、県が策定する離島振興計画に産業振興促進事 項として記載されている場合に限り、離島振興法に係る課税免除 が適用されるが、現行の離島振興計画には記載されていないため、 離島振興法に係る課税免除は適用されない。</p>	<p>公示日～R9.3.31</p>
半島振興法	<p>串間市、日南市（旧南郷町の区域）</p> <p>串間市、日南市（旧南郷町の区域）は半島振興対策実施地域で あるが、過疎法に係る課税免除と対象地域及び対象業種が重複し ていることから、令和5年4月1日以降に取得した設備については、 過疎法に係る課税免除が適用されるため、半島振興法に係る課税 免除は適用されない。</p>	<p>計画期間の初日 ～R9.3.31</p>
地域再生法	<p>諸塚村、椎葉村を除く県内全域 （～R8.3.31までに認定獲得必要あり）</p>	<p>認定受けてから3年内</p>
地域未来投資 促進法	<p>県内全域</p>	<p>基本計画同意日 ～R10.3.31</p>